

住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書（主な内容）

平成25年3月

住民投票制度

- 常設型住民投票条例（住民投票に関する手続の制度化）
- 間接民主制を補完する住民投票制度
- 「諮問型」住民投票

住民投票の対象事項

- 市政の重要な課題

《除外事項》

- (1) 市の権限に属さない事項（ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。）
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

住民投票の投票資格等

- 年齢要件 満18歳以上を基本
- 住所要件 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

※ 外国人住民

「特別永住者」及び「永住者の在留資格をもって在留する者」を対象

住民投票の請求権者等

- 住民からの請求（住民投票の投票資格を有する者の4分の1以上の署名）
- 議会からの請求
- 市長自らの発議

設問・選択肢

- 設問 簡潔かつ明確
- 選択肢 二者択一を原則

成立要件

- 設定について両論併記

※ 住民投票の賛否の内容に係る開票結果 必ず公表

※ 成立要件 一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件

住民投票期日

- 事由が生じた日から起算して30日以後90日以内

選挙との同日実施

- 義務付け制度とせず、避けることが望ましい

住民投票に要する費用

- 市長選挙と同程度

情報提供

- 公平性、中立性に留意

住民投票の実施機関

- 市長（一部事務についての選挙管理委員会への委任等）

住民投票運動

- 原則、自由（訓示的規定による注意喚起）

同一事案、同旨事案の再請求の制限期間

- 2年程度